

徳島県告示第四百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の名称の変更について、次のとおり届出があった。

令和二年六月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称		所 在 地	開 設 者	変 更 年 月 日
旧	新			
西條耳鼻咽喉科	西條内科耳鼻科	板野郡藍住町東中富 字拙傍示二二七	医療法人西條内 科耳鼻科	令和二年五月 一日